

袖ヶ浦市奨学資金貸付の申請に係る推薦書の作成について（依頼）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より袖ヶ浦市教育行政に対しご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、袖ヶ浦市教育委員会では高等学校・大学・高等専門学校等に在学する方で、経済的理由により修学が困難な方に対し、修学上必要な学資を無利子で貸付けることにより修学を容易にし、将来、有為な人材を育成する為の事業を行っています。

申し込みできる方は、次の要件をすべて満たす方となっています。

- ① 本市に住所を有すること又は父母等が本市に住所を有すること
- ② 高等学校等に入学が決定し、又は在学していること
- ③ 学業の成績が優れ性行が正しくかつ健康であること。
- ④ 経済的理由により修学が困難なこと

このうち③の判断については、在籍学校長又は出身学校長の推薦書により行うこととなっていますので、袖ヶ浦市奨学資金貸付の申請者（奨学生）が推薦書の用紙を持参するときは、ご多忙の折とは存じますが事業の趣旨をご理解いただき、ご配慮いただければ幸いです。

貸付額

区 分	国立・公立	私立
高等学校	月額 10,000 円以内	月額 20,000 円以内
中等教育学校の後期課程		
特別支援学校の高等部		
高等専門学校		
専修学校の高等課程		
大学	月額 22,000 円以内	月額 43,000 円以内
短期大学		
専修学校の専門課程		

問い合わせ先

千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1-1

袖ヶ浦市教育委員会 教育総務課 総務庶務班

0438(62)3691

<http://www.city.sodegaura.chiba.jp>